

# 福井県新規就農者育成方針

制 定：令和4年5月19日

最終改正：令和6年3月 1日

## 1 新規就農者確保に向けた課題・目標

本県では、過去5年間（H28～R2）で農業従事者は高齢化や離農により約5,400人減少している。また、農業従事者において65歳以上が占める割合は8割を超えており、今後も農業従事者は減少し続ける見込みである。

園芸では、都市圏での就農フェアや県内の園芸産地をめぐるバスツアーを通じて、県内外からふくい園芸カレッジ研修生を確保し就農・定着を促進することにより、令和2年度から5年間で園芸産出額40億円拡大を目指す。

水稲では、リタイアする兼業農家などの農地を集約する雇成型大規模経営体を育成していく。令和4年度からは、県内外から就業希望者を誘致し、農業法人等でのインターンシップ型研修を通じたマッチングをすることにより、水稲の人材確保・育成を行っていく。

今後5年間（令和2年度～6年度）で、農業を担う人材を600人（園芸・水稲：各300人）を確保する。

## 2 新規就農者に対するサポート内容

別添「都道府県サポート計画」のとおりとする。

## 3 福井県加算ポイントの設定（別紙 福井県加算ポイント表）

県加算ポイントを下記の手順のとおり、申請者に配分する。

- （1）県加算ポイント表に基づいて、申請者にポイントをつける。
- （2）全申請者の獲得ポイントの合計を母数として、個々の申請者の県加算ポイントの配分割合（%）を算出する。
- （3）（2）の配分割合に県加算ポイントの全ポイントを乗じて、申請者に県加算ポイントを付与する。